

「市・県民税の申告」の受け付けが始まります

◆ 所得の申告は、国民健康保険税・介護保険料・保育料などの算定や各種手当の支給などの基礎となるため、収入がない人でも申告が必要な場合があります。申告が必要か確認し、必要な人は期間内に申告をお願いします。

申告が必要か
確認
してみましょう



申告は必要？

令和6年1月1日現在、十和田市に住所を有していましたか？

いいえ

はい

十和田市に市・県民税の申告をする必要はありません。
令和6年1月1日に住所を有していた市区町村へご相談ください。

令和5年1月1日～12月31日にどのような収入がありましたか？

1 収入なし、または非課税所得のみ
〔遺族・障害年金、失業給付金など〕

2 主に給与

3 主に公的年金

4 主に営業・農業・不動産

5 固定資産や株式等の譲渡所得、上場株式等の配当など

税法上、市内の親族の扶養になっている

はい いいえ

D

B 無収入の申告

勤務先は1カ所だけで年末調整をしている
※勤務先が複数であっても年末調整で合算している場合は「はい」へ

いいえ はい

年金以外の所得がある

はい いいえ

年金以外の所得が20万円を超える

はい いいえ

A

B

収入が経費と所得税の控除の合計を上回る

はい いいえ

A

B

令和6年1月1日現在で、次の①②いずれかに該当する
①65歳以上で収入合計額が148万円以下である
②65歳未満で収入合計額が98万円以下である

はい いいえ

D

C

収入が103万円を超える

はい いいえ

A

C

給与以外の所得がある

はい いいえ

給与以外の所得が20万円を超える

はい いいえ

A

B

C

A

… 所得税の確定申告が必要です
確定申告書を十和田税務署に提出してください。

B

… 市・県民税の申告が必要です
市・県民税の申告書を税務課に提出してください。

C

… 控除を追加したい場合は所得税の確定申告、または市・県民税の申告が必要です

▶ 年金・給与収入から所得税が源泉徴収されていて、控除を追加したい場合
→ 確定申告書を十和田税務署に提出してください。

▶ 収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を追加したい場合→市・県民税の申告書を税務課に提出してください。

D

… 所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません

※所得・税金に関する証明書が必要な場合は申告が必要です。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を活用している人が、確定申告や市・県民税の申告をする場合、ワンストップ特例が適用されないため、寄付金控除の申告が必要となります。